

白 指 審 第 1 号
令和3年10月29日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市指定管理者選定審査会
会長 寺嶋 康二



白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和3年10月15日付け白財第197号で諮問のありましたこのことについて、
審査により、白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者の候補者を選定しましたの
で、答申します。

答申

令和3年10月15日付け白財第197号で諮問のありました白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定に当たり、申請のあった団体について、令和3年10月21日に申請書類をもとに申請団体によるプレゼンテーション、委員による質疑などにより、指定管理者の候補者として適切かどうか公正かつ慎重に審査を行いました。

審査の結果、いずれの団体もサービス等の評価点数が、最低評価基準点である420点を上回っており、利用者のニーズに基づいたサービスの向上が期待できること、申請団体の経営状況に関する評価点数が基準点である30点を上回っており、申請団体の財務状況が健全であることから、下記のとおり最も総評価点数の高い団体を指定管理者の候補者として、次点の団体を優先順位第二位として、選定しましたので答申します。

記

施設の名称	白井市西白井コミュニティプラザ
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
選定団体	特定非営利活動法人まちづくり西白井 千葉県白井市西白井二丁目16番地12 理事長 瀬下 直樹
審査結果	総評価点数 526.8 点
優先順位第2位	株式会社 アンフィニ 代表取締役 片山 章彦 茨城県つくばみらい市板橋1812番地16
審査結果	総評価点数 523.0 点

白井市指定管理者選定審査会	会 長	寺嶋	康二
	副会長	清水	尚美
	委 員	上田	剛士
	委 員	中川	恭子
	委 員	坂巻	祐一
	委 員	高橋	俊浩

指定管理者の候補者：特定非営利活動法人 まちづくり西白井

総評価点数 526.8 点

【主な選定理由】

- ・ 西白井コミュニティプラザの設置目的である「市民相互の交流により、市民の連帯意識を高め、住みよい地域社会の形成に寄与すること」に沿った幅広い市民層を対象とする提案であり、また、団体の利益を地域に還元するための具体的な提案があったことから、指定期間中の地域住民及び利用者のサービス向上が期待できること。
- ・ これまでの2年間の運営実績を踏まえた提案や利用者からの要望等に基づく提案がなされており、実績に即した良好なサービスの提供が期待できること。
- ・ 団体の財務状況が健全であり、指定期間中の安定した経営が見込めること。

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	37 点
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	38 点
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	35 点
4	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	33 点
5	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	37 点
6	利用料金について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており提案は適切か。	33 点
7	管理運営費の削減方法について	☐ 経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	38 点
8	類似施設の運営実績について	☐ 類似施設を運営した実績があるか。	28 点
9	市内での市民活動とその活用について	☐ 市民活動の実績はあるか。その活用の提案は適切か。	25 点
10	施設、整備の維持管理について	☐ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	33 点
11	管理体制(職員の配置・研修計画等)について	☐ 職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	33 点
12	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	34 点
13	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	36 点
14	団体の経営状況について ※30 点を超えない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	38 点
サービス等評価点数 780 点満点 最低基準点数 420 点			478 点

	審査項目	審査の視点と配点	合計
15	指定管理料金及び収支計画書について (提案額の審査)	固定式配点:31.8 点満点 変動式:16.2 点満点	16.8 点
16	指定管理料金及び収支計画書について (妥当性の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ☐ 指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	32.0 点
価格評価点数 96 点満点			48.8 点

総評価点数	876 点満点	526.8 点
-------	---------	---------

指定管理者の候補者：株式会社 アンフィニ

総評価点数 523.0 点

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	34 点
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	42 点
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	42 点
4	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	44 点
5	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	40 点
6	利用料金について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており提案は適切か。	33 点
7	管理運営費の削減方法について	☐ 経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	33 点
8	類似施設の運営実績について	☐ 類似施設を運営した実績があるか。	16 点
9	市内での市民活動とその活用について	☐ 市民活動の実績はあるか。その活用の提案は適切か。	19 点
10	施設、整備の維持管理について	☐ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画（理由等）は適切か。	33 点
11	管理体制（職員の配置・研修計画等）について	☐ 職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	37 点
12	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	41 点
13	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	38 点
14	団体の経営状況について ※30 点を超えない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	40 点
サービス等評価点数		780 点満点	492 点
		最低基準点数 420 点	
	審査項目	審査の視点と配点	合計
15	指定管理料金及び収支計画書について（提案額の審査）	固定式配点:31.8 点満点 変動式:16.2 点満点	3.0 点
16	指定管理料金及び収支計画書について（妥当性の審査）	☐ 事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ☐ 指定管理料の予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	28.0 点
価格評価点数		96 点満点	31.0 点
総評価点数		876 点満点	523.0 点